2月16日(木)から機の甲告が始まります

申告期間 2月16日(木)~3月15日(木)

平成24年度市民税・都民税の申告は市役所へ

◆市民税課⊞(盒042-460-9827・盒042-460-9828)

※申告期間は、窓口が大変込み合います。**混雑の状況により受付を早く締め切る場合がありますのでご注意ください。**※各会場へのご来場には公共交通機関をご利用ください。

■「いたが、まれたがに回るなり	中氏代・他氏代と自勿なが特代の唯た中古の伯談・中古の文刊志口		
場所	日 程		
田無庁舎(2階展示コーナー)	2月16日(木)~3月15日(木) ※2月17日金・24日金は、夜間窓口(午後6時~8時)も開設		
保谷庁舎(防災センター6階)	3月1日休~3月15日休		

受付時間 午前9時~午後4時(昨年と受付時間が変わっていますのでご注意ください)

※土・日曜日を除く

■市でご相談およびお預かりできる所 得税の確定申告書は次のとおりです

◎提出のみの方…内容がすべて記入済 みの申告書

◎簡易な申告の方…給与所得者の還付 申告や公的年金等の申告など

■市でご相談できない所得税の確定申告

①青色申告の方、収支内訳書ができて いない事業所得の申告および不動産所

②土地、建物および株式などの売却に よる譲渡所得の申告

③初めて住宅ローン控除を受けられる 方の申告

④平成22年分以前の過去の年分の申告 ⑤雑損控除や災害減免の申告

⑥相続または贈与等に係る生命(損害) 保険契約等に基づく年金所得の申告など

上記①~⑥に該当する方、そのほか 特殊な申告については、東村山税務署 にご相談ください。なお、ご相談せず に申告書を提出する場合のみ、上記の 内容を問わずお預かりできます。

■申告の際、必要となるもの

①申告書、印鑑、筆記具、計算機 ②源泉徴収票等、平成23年中(平成23 年1月1日~12月31日)の収入金額の わかる書類

③下記の控除を受ける場合、

(A)国民健康保険料・後期高齢者医 療保険料(保険年金課)、介護保険料(高 齢者支援課)

(B) 国民年金保険料、生命保険料、地 震保険料、医療費控除、寄附金税額控除

Aの各控除を受ける場合は、平成23 年中に支払った金額を計算してお越し ください。領収書などの添付は不要です。 金額が不明な場合は、各担当課へお問 い合わせください。

Bの各控除を受ける場合は、平成23 年中に支払った金額がわかる控除証明 書などの添付が必要です。

④医療費控除の申告には領収書原本を 添付し、あらかじめ合計額をご自身で 計算して、お越しください。

⑤障害のある方は、障害者手帳または 認定書

⑥還付申告の方は、申告者名義の銀行 などの口座番号がわかるもの

※昨年確定申告をされた方は、その控 えをお持ちいただくと相談などが速や かにできますので、お持ちください。

※源泉徴収票や領収書などの添付書類 の写しが必要な方は、あらかじめコピ 一を取っておいてください。

■市民税・都民税申告用紙の配布場所

The state of the s		
	場所	日 程
田無	4階市民税課	2月1日(水)~15日(水)
庁舎	2階申告会場	2月16日(本)~3月15日(木)
保谷	1階市民課となり臨時窓口	2月1日(水)~29日(水)
庁舎	防災センター6階申告会場	3月1日休~15日休
	出張所・ひばりヶ丘 出張所	2月1日(水)~3月15日(木)

※土・日曜日・祝日を除く

※所得税の確定申告書も同窓口で配布 しています。なお、所得税の確定申告 書は市役所から郵送しませんので、直 接窓口でお取りください。

※市で用意している所得税の確定申告 書は数に限りがあります。市の窓口で お取りできなかった用紙については、 税務署でお取りいただくか、電話で東 村山税務署にお問い合わせください。 ※所得税の確定申告書は、国税庁₩の

「確定申告書等作成コーナー」で作成す ることができます。また用紙のダウン ロードも可能です。

国税庁 IP http://www.nta.go.jp

■市民税・都民税の申告が必要な方

◎平成24年1月1日現在、西東京市内 に住所があり、平成23年中に所得のあ

◎平成24年1月1日現在、西東京市外 に住所があり、西東京市内に事務所・ 事業所・家屋敷などがある方

◎所得がない場合でも国民健康保険、 後期高齢者医療保険に加入している方 ◎給与所得者で次に該当する方

①勤務先から西東京市に給与支払報告 書の提出がなかった方

②地代・家賃・原稿料・年金など、給 与所得以外の収入のあった方

※給与所得または公的年金等の所得だ けの方で、勤務先などより西東京市へ 支払報告書の提出のあった方でも、扶 養親族や生命保険料などの控除が、支 払報告書の内容から変更になる場合は 申告が必要になります。

※所得税の確定申告書を税務署に提出 される方は、市民税・都民税の申告の 必要はありません。

■公的年金などの受給者の申告手続き が簡素化されました。

1年間(1月1日~12月31日)の公的 年金等の収入金額が400万円以下で、 そのほかの所得金額が20万円以下の方 は、平成23年分から所得税の確定申告 をする必要がなくなりました。ただし、 所得税の還付を受ける場合には、確定 申告が必要です。

上記により確定申告が不要となった 方でも、公的年金等以外の所得がある 場合や「公的年金等の源泉徴収票」に 記載されている控除に変更や追加があ る場合には、市民税・都民税の申告が 必要です。

■所得のなかった方も申告を

平成23年中に所得のなかった方も、 申告をすることにより、非課税証明書 の発行、国民健康保険料・後期高齢者 医療保険料・介護保険料の算定、老齢 福祉年金等各種年金の支給、後期高齢 者医療被保険者証の発行などの基礎資 料になりますので、申告書裏面の「所得

(収入)のなかった方」の記入欄の当て はまる箇所に記入し、提出してください。 ■市民税・都民税のみの相談・申告の 出張受付窓口

場所	日 程
芝久保公民館	2月3日金
住吉会館ルピナス	2月6日(月)
下保谷福祉会館	2月7日火
新町福祉会館	2月8日(水)
柳沢公民館	2月9日休
ひばりが丘公民館	2月10日金
/ X/ 1	

受付時間 午前9時30分~11時30分 午後1時~3時30分

※午前9時までは会場に入れませんので、ご注意 ください。

> 所得税の還付申告は、 2月15日以前でも税務署で

> > 受け付けています

保険料・利用料は、 所得税や市民税・都民税の控除対象です!

■社会保険料控除

❖国民健康保険料・介護保険料・後期 高齢者医療保険料

申告額は平成23年中に支払った額(過 年度分を含む)です。申告の際に領収書 の添付は不要です。

- ◆保険年金課 田(☎042-460-9822) …国民健康保険料
- ◆保険年金課 ⊞ (☎042-460-9823)
- …後期高齢者医療保険料
- ◆高齢者支援課 倮(☎042-438-4031) …介護保険料

◆国民年金保険料

確定申告には、次のものが必要です。 ①平成23年9月30日までに納付された 方…11月上旬に送付済みの控除証明書 と10月1日以降に納付した保険料の領

②10月1日~12月31日までの間に、平 成23年に初めて保険料を納付された方 …2月上旬に送付する控除証明書

問 控除証明書専用ダイヤル

(金0570-070-117※3月15日休まで) ※IP電話・PHSからは(**a**03-6700-1130)^

武蔵野年金事務所

(20422-56-1411)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

■医療費控除

❖介護保険サービス

平成23年中に支払った介護保険のサ ービスの利用者負担額が「医療費控除」 の対象となる場合があります。なお、 申告の際には医療費控除の対象金額が **■税理士による無料申告相談** 記載された領収書の添付が必要です。 控除対象などはお問い合わせを。

◆高齢者支援課 保(☎042-438-4030)

❖おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」 が必要です。ただし、過去におむつ代 の医療費控除を受けたことがあり、要: 介護認定を受けている方は、介護保険: 主治医意見書内容確認書で代用できる こともあります。

その場合、おむつの使用を証明する一 定の要件を満たしている必要があります ので、あらかじめお問い合わせください。

◆高齢者支援課保(☎042-438-4032)

平成23年分確定甲告は税務署。

◆東村山税務署(東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811) ※各会場へのご来場には公共交通機関をご利用ください。

■申告と納税の期限

□所得税 2月16日(木) ~ 3月15日(木)

□**贈与税** 2月1日(水)~3月15日(木) □個人事業者の消費税・地方消費税 4月2日月

※期限内に納付されないと、延滞税が かかります。

■国税庁冊で確定申告書を作成可能! 国税庁IP http://www.nta.go.jp

場所	日 程	
防災センター6階	2月13日(月)~17日(金)	
受付時間 午前9時30分~11時30分		
午後 1 時30)分~3時30分	

※混雑の状況により午前中で受付を締め切る場 合がありますので、ご注意ください。

年金受給者の方や給与所得者の方の 所得税、小規模納税者の方の所得税お よび消費税の申告相談や申告書の作成 指導を無料で行いますので、お気軽に ご利用ください。

作成した申告書は、会場で受付(お預 かり)します。

※所得金額が高額な方や相談内容が複 雑な方は税務署にご相談ください。 ※青色申告の方、土地・建物および株 式などの譲渡所得のある方および税理 士に依頼している方はご遠慮ください。 ※源泉徴収票、筆記具、計算機、昨年の 確定申告書の控えなどをご持参ください。

東村山税務署では、2月19日と26日 の日曜日に限り、確定申告書作成のア ドバイス、申告書の受け付けおよび用 紙の配付を行います。

※電話での相談は行っていません。 受付時間:午前9時~午後5時

■日曜窓口開設

■パソコンによる確定申告センターを ご利用ください

◎お住まいの場所にかかわらずご利用 いただけます。

◎確定申告書など作成のアドバイス ◎確定申告書の受付(預かり)

場所	日 程
「アクアプラザ」 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階	2月1日(水)~3月15日(木) ※土曜・日曜・祝日を除く
受付時間 午前9時~	 午後5時

※外部記録媒体(フロッピーディスクやUSBメモ

リ等)の使用はできません。 ※土地・建物および株式などの売却による譲渡所 得や贈与税の相談を除きます。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。